

1 森林計画制度について

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給、保健休養の場の提供などの様々な公益的機能を有しており、我々の生活に無くてはならないものです。また、最近では地球温暖化の防止や生物多様性の保全に対する森林の役割も重要視されています。

しかし、森林が成長するためには長期間を要し、無計画な伐採や無秩序な開発により破壊されると、機能の回復は容易ではありません。

このため、計画的・長期的な視点に立ち、森林を適切に取り扱っていくために森林計画制度が設けられています。

森林計画制度は、政府による「森林・林業基本計画」から森林所有者等による「森林施業計画」まで、森林整備・保全を担うそれぞれの段階において計画を立て、実行する体系となっています。

2 国有林の森林計画の体系

今回立てる計画は、「国有林の地域別の森林計画」です。これは、森林資源の推移などを勘案し、森林の整備及び保全の方向、伐採、造林の目標等を定めるもので、平成21年度は、三八上北(青森県)、大槌・気仙川(岩手県)、雄物川(秋田県)、最上村山(山形県)森林計画区の計画を立てました。

